

狛子児発第 001330 号
令和 6 年 2 月 26 日



狛江市監査委員
栗山 博行 様
同
石川 和広 様

狛江市長
松原 俊雄
(公印省略)

財政援助団体監査の結果に基づく措置について (通知)

令和 5 年 12 月 27 日付け狛監委発第 000087 号により報告いただきました財政援助団体監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（児童育成課）

1. 申請書類等の確認について

各補助金等の申請書、実績報告書等の確認において、形式的な確認にとどまっているものが見受けられた。このことから、リスク管理の観点からも、チェックシートを作成し複数で確認する等、適正なチェック体制の構築に努められたい。

講じた措置

各補助金に係る手続きの進捗管理のため、交付申請、実績報告等の審査処理を担当者間で見える化するチェックシートを作成いたします。また、これらのチェックシートは随時ブラッシュアップを図ってまいります。

2. 補助金交付要綱について

各補助金を交付するため要綱が規程されているが、いくつかの要綱において、その内容の一部不備等が見受けられた。このことから、改めて確認及び見直しをお願いする

講じた措置

各補助金に関する要綱を確認し、狛江市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱、狛江市保育サービス推進事業補助金交付要綱、狛江市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱について、政策室と調整を行い令和6年度当初に向けて一部改正を行うことといたしました。